# 依 頼 書

さがみ間	日田特語	午商標事系	务所
弁理士	岡田	陽之介	殿

私は、さがみ岡田特許商標事務所の WEB サイトにて申請/届出サービスの内容,流れ,料金,利用案内,個人情報保護方針,その他の留意事項を確認しました。これらに同意し、申請/届出サービスを申し込みます。

依頼者				
氏名又は名称	[必須]			
代表者 ※法人の場合	合			
住所又は居所	[必須]			

担当者		
氏名	[必須]	
住所又は居所	[必須]	
所属先名称		
部署名又は役職名		
電子メールアドレス	[必須]	
電話番号	[必須]	
ファクシミリ番号		
連絡方法	[必須]	<b>a</b> . 電子メール <b>b</b> . 電話 <b>c</b> . FAX <b>d</b> . 郵送

* 弊所から電子メールを送信する際の	<u> 添付ファイルの暗号化を</u>	ご希望の場合には、	パスワードを指定し
てください。※英数字4文字以上			

ご希望のパスワード:
------------

# 貴社整理番号:

1. 手続の種別 [必須] ※複数選択可  a. 包括委任状に関する手続 b. 識別番号付与請求 c. 識別番号重複届 d. 氏名(名称)変更届及び住所(居所)変更届 e. 登録名義人の表示変更登録 f. 特許権の移転登録 g. 特許権の移転登録 h. 専用実施権の設定登録 i. 専用実施権の改定登録 j. 証明書の発行 k. 書類謄本の交付請求 l. 原簿謄本の交付請求 n. 特許証の再交付請求 n. その他(  2. 手続に係る識別番号/包括委任状番号/特許番号/出願番号 ※複数可
b. 識別番号付与請求 c. 識別番号重複届 d. 氏名(名称)変更届及び住所(居所)変更届 e. 登録名義人の表示変更登録 f. 特許権の移転登録 g. 特許権の決消登録 h. 専用実施権の設定登録 i. 専用実施権の変更登録 j. 証明書の発行 k. 書類謄本の交付請求 l. 原簿謄本の交付請求 m. 特許証の再交付請求 n. その他( )
c. 識別番号重複届 d. 氏名(名称)変更届及び住所(居所)変更届 e. 登録名義人の表示変更登録 f. 特許権の移転登録 g. 特許権の抹消登録 h. 専用実施権の設定登録 i. 専用実施権の変更登録 j. 証明書の発行 k. 書類謄本の交付請求 l. 原簿謄本の交付請求 m. 特許証の再交付請求 n. その他(
d. 氏名(名称)変更届及び住所(居所)変更届 e. 登録名義人の表示変更登録 f. 特許権の移転登録 g. 特許権の抹消登録 h. 専用実施権の設定登録 i. 専用実施権の変更登録 j. 証明書の発行 k. 書類謄本の交付請求 l. 原簿謄本の交付請求 m. 特許証の再交付請求 n. その他(
e. 登録名義人の表示変更登録 f. 特許権の移転登録 g. 特許権の抹消登録 h. 専用実施権の設定登録 i. 専用実施権の変更登録 j. 証明書の発行 k. 書類謄本の交付請求 l. 原簿謄本の交付請求 m. 特許証の再交付請求 n. その他( )
f. 特許権の移転登録 g. 特許権の抹消登録 h. 専用実施権の設定登録 i. 専用実施権の変更登録 j. 証明書の発行 k. 書類謄本の交付請求 l. 原簿謄本の交付請求 m. 特許証の再交付請求 n. その他(
h. 専用実施権の設定登録 i. 専用実施権の変更登録 j. 証明書の発行 k. 書類謄本の交付請求 l. 原簿謄本の交付請求 m. 特許証の再交付請求 n. その他( )
i. 専用実施権の変更登録 j. 証明書の発行 k. 書類謄本の交付請求 l. 原簿謄本の交付請求 m. 特許証の再交付請求 n. その他( )
j. 証明書の発行         k. 書類謄本の交付請求         l. 原簿謄本の交付請求         m. 特許証の再交付請求         n. その他(
k. 書類謄本の交付請求 l. 原簿謄本の交付請求 m. 特許証の再交付請求 n. その他()
1. 原簿謄本の交付請求         m. 特許証の再交付請求         n. その他(
m. 特許証の再交付請求 n. その他( )
n. その他( )
2. 手続に係る識別番号/包括委任状番号/特許番号/出願番号 ※複数可
2. 手続に係る識別番号/包括委任状番号/特許番号/出願番号 ※複数可
3. 手続の具体的な内容 [必須] ※変更前/後の氏名/住所、甲/乙/丙の氏名/住所 等は正確に記入してください
4. その他、自由記入欄

B. 送付資料	
送付資料1	
(1)資料名	
(2)内容	
送付資料2	
(1)資料名	
(2)内容	
*送付資料3以降がある場合は、上表をコピー&ペーストして追加し、記入してください。	
	以上
切り取り	

# 留 意 事 項

#### <手続をするにあたって>

### (料金)

- ご依頼の手続に応じて当事務所規定の料金が発生すること。
- ・請求書は、原則として当事務所の弁理士から電子メールで送付されること。
- ・料金は、支払期限までに指定の銀行口座に請求金額を振り込むこと。振込手数料は依頼者が負担すること。
- ・料金の支払後、手続を中止する場合は、返金されないこと。

### (手続書類の準備)

- ・申請/届出サービスの申し込みをしたときは、当事務所の弁理士から電子メールで必要な情報、書類の確認をする場合があること。
- ・当事務所の弁理士から確認の依頼があった場合は、速やかに必要な情報、書類を揃えること。記入 や押印が必要な書類は、原則として当事務所の弁理士から郵送されること。

## (手続)

- ・手続に必要な情報や、申請書等に添付する書類が揃い次第、手続が開始されること。
- ・手続が完了したときは、原則として当事務所の弁理士から電子メールで連絡されること。

#### (申請/届出の代理業務の終了)

・申請/届出の代理業務は、原則として特許庁への手続の完了、又は特許庁からの発送書類の受取の完 了をもって終了すること。

#### <その他>

・不明な点は当事務所の弁理士に問い合わせること。

以上